

# 市長への職員指導強化に関する決議案 全会一致で可決

2月定例会、開会日の市政報告で、平成15年から17年分の3年間にわたる所得税の確定申告業務において、所得税還付金の不正受給疑惑が報告され、その後この件に関する議事、議員協議会が開催された。

昨年国保調整交付金の不正受給問題から、とりわけ職員の法令遵守意識を徹底していた矢先の事態であり、相次ぐ不適正な事務の取り扱いに対し、市民の怒りはもとより、議会としても決して見過ごすべきものではないとして、議会最終日の3月18日、議会運営委員会による決議案が本会に提案され、全会一致で可決された。



## 不祥事における市長の職員指導強化に関する決議

度重なる職員の不祥事に対して、市民の怒りは爆発寸前に至っている。

議員にとっても想像を絶する事件の連続である。よって、市議会は、職員に対する信頼回復のためにも、下記事項を強く求めるものである。

記

- 1 事件の徹底究明と責任の明確化を図ること。
- 1 調査委員会等の調査結果を速やかに報告すること。
- 1 職員（特に幹部職員）に対する市長及び副市長の一層の監督強化を図られたい。

以上の決議は、議員にとっても、良心に従い、やむにやまれぬ行為と認識されたい。

仙北市長 様

平成23年3月18日  
仙北市議会

## 議会改革推進協議会設置

本市議会では、平成22年3月12日に仙北市議会基本条例案を可決し、同年5月1日から施行している。

同条例制定における議論過程では、本市議会の現状と課題として、政策提言に結実する常任委員会審査の活性化や政務調査費、及び議員定数・報酬等も議論され、同年2月22日付けで市議会運用例に追加している。

議会基本条例の目的の一つには、市民に開かれた議会活動が掲げられており、同条例にはその目的が達成されているのかを検証することが定められている。

よって、議会基本条例の目的と市議会運用例を検証するため次のとおり、議会改革推進協議会を設置するものとする。

平成23年3月18日

仙北市議会議長 佐藤 峯 夫

記

- 1 名称 仙北市議会改革推進協議会
- 2 目的 仙北市議会基本条例 および仙北市議会運用例の検証
- 3 委員定数 8人
- 4 協議期間 平成23年12月31日

### 議会基本条例等検証のための議会改革推進協議会を設置

平成23年2月14日、会派民政会議より議長宛てに要請された「議員報酬検討についての会派代表者会議の開催要請」に基づいて、3月4日会派代表者会議が開かれた。

代表者会議では、議員報酬のみならず議会基本条例と運用例の検証（報酬・定数・常任委員会のあり方・開かれた議会運営等）を行なう必要性があるという意見が出された。その為には議長の私

#### 議会改革推進協議会名簿

氏名
◎ 佐藤 直樹
○ 田口 寿宜
高橋 豪
熊谷 一夫
平岡 裕子
荒木田 俊一
伊藤 邦彦
藤原 助一
オブザーバー 青柳 宗五郎

◎座長 ○副座長  
※ H23. 3.18 議長発議により設置（法定外任意組織）同日議長指名により委員決定同日委員会互選により正副議長決定

的諮問機関を設置することとし、その名称と構成等については正・副議長へ一任することとした。

議長は、諮問機関からの答申を受け、必要に応じて会派代表者会議等や、最終的には、議会運営委員会へ諮り対応することとした。

3月8日、各常任委員長・議会運営委員会合同懇談会に於いて了承された。